

岩手県議会告示第1号

県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月19日

岩手県議会議長 工藤大輔

県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示

県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成7年岩手県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(資産等報告書等の訂正) 第9条 県議会の議員は、資産等報告書等を訂正しようとする場合には、議長に訂正届（様式第5号）を提出し、 <u>資産等報告書等の訂正を行うとともに、その訂正箇所</u> に認印し、 <u>並びにその氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、訂正した部分は、これを読むことができるように訂正前の字体を残さなければならない。</u>	(資産等報告書等の訂正) 第9条 県議会の議員は、資産等報告書等を訂正しようとする場合には、議長に訂正届（様式第5号）を <u>提出しなければならない。</u> <u>2 前項の規定により提出された訂正届は、資産等報告書等の一部とみなす。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式中「㊟」を削る。

附 則

- この告示は、令和6年3月19日から施行する。
- この告示による改正後の県議会の議員の資産等の公開に関する規程に定める様式は、この告示の施行の日以後に提出する報告書等について適用し、同日前に提出した報告書等については、なお従前の例による。